

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2022 年 7 月 28 日
株式会社アイケイ

2022年7月28日

吸収分割に係る事前開示事項

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社アイケイ
代表取締役 飯田 裕

当社は、当社の完全子会社である株式会社アイケイ分割準備会社（以下、「分割準備会社」といいます。）との間で、2022年7月14日付で分割準備会社を承継会社、当社を分割会社とする吸収分割契約を締結いたしました。よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)の対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、分割準備会社は普通株式1株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付いたします。

分割準備会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して分割準備会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、両方で協議の上、割当株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する分割準備会社の資本金及び準備金の額はありません。

3. 承継会社に関する事項

(1) 承継会社の成立の日における貸借対照表

分割準備会社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 分割会社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 分割の効力発生日以後における分割会社の債務または承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び分割準備会社ともに、本件分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本件分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されないことから、本件分割後における当社及び分割準備会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

株式会社アイケイ（以下「甲」という）および株式会社アイケイ分割準備会社（以下「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のセールスマーケティング事業（以下「本件対象事業」という）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

- 1 甲は、2022年5月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙に定める）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
- 2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条（分割対価の交付）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式1株を甲に対して交付する。

第4条（乙の資本金および準備金）

乙は本件会社分割により、資本金および準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という）は、2022年12月1日とする。

第6条（分割承認決議等）

甲および乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、また乙は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理をするものとし、それぞれ本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両者協議するものとする。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業または本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本件効力発生日の前日までに、第6条に定める甲および乙の株主総会における本契約の承認ならびに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を乙はその写しを保有する。

2022年7月14日

甲 住 所：名古屋市中村区上米野町四丁目20番地

会社名：株式会社アイケイ

代表者：代表取締役 飯田 裕



乙 住 所：名古屋市中村区上米野町四丁目20番地

会社名：株式会社アイケイ分割準備会社

代表者：代表取締役 飯田 裕



別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、2022年5月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1 資産

(1) 流動資産

- ① 本件対象事業に属する現金および預金
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、商品、貯蔵品、前払費用およびその他の流動資産

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
本件対象事業に属する工具器具備品等の有形固定資産
- ② 無形固定資産
本件対象事業に属するソフトウェア等の無形固定資産
- ③ 投資その他の資産
本件対象事業に属する長期前払費用等の投資その他の資産

2 債務

(1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税および住民税ならびに未払消費税等の流動負債

(2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金等の固定負債

3 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) その他の契約

本件対象事業に関する商品取引基本契約、業務委託契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以上



別紙2

分割準備会社(承継会社)の成立の日における貸借対照表

2022年7月1日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産の部	10